修繕請負契約書

収　入

印　紙

１　件　　　名

２　履行場所　　杵島郡江北町

３　履行期間 　　年　　月　　日　から

　　年　　月　　日　まで

４　契約金額　 ￥

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　　　　　　　　）

５　契約保証金

上記の修繕について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づき、江北町財務規則（平成24年３月22日規則第８号）及び別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

　　年　　月　　日

発　注　者

受　注　者

（総則）

1. 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、この契約

書に基づき、設計図書等に従いこれを履行しなければならない。

２　前項の設計図書等に明記されていないことがあるときは、甲乙協議して書面により定

める。

（権利義務の譲渡等）

第２条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させて

はならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

２　乙は前項ただし書の承諾を受けた場合は、修繕請負債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を甲に提出しなければならない。

（一括下請等の禁止）

第３条　乙は、修繕の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはな

らない。

２　乙は、修繕の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、軽微な部分を委任し、又は請け負わせよ

うとするときは、この限りでない。

３　甲は、乙に対して、修繕の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他

必要な事項の通知を請求することができる。

（修繕の調査等）

第４条　甲は、必要と認めるときは、乙に対して修繕の処理状況につき調査をし、又は報

告を求めることができる。

（修繕内容の変更等）

第５条　甲は、必要がある場合には、修繕の内容を変更し、又は修繕を一時中止させるこ

とができる。この場合において、請負代金を変更する必要があるときは、甲乙協議して

書面によりこれを定める。

２　前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければな

らない。この場合の賠償額は、甲乙協議して定める。

（履行期間の延長）

第６条　乙は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に業務を完了す

ることができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を付し

て履行期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して

書面で定める。

２　甲は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。甲は、その履行期間の延長が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金について必要と認められる変更を行い、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（損害の負担）

第７条　修繕の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害及び不可抗力による損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、これを甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

（検査及び引渡し）

第８条　乙は、修繕を完了したときは、遅滞なく甲に通知しなければならない。

２　甲は、前項の規定による通知を受けたときは、すみやかに修繕の完了を確認しなけれ

ばならない。

３　甲は、確認の結果適当と認めるときは、その旨を乙に通知するものとする。

４　乙は、第２項の確認の結果不合格となり、修補を命ぜられたときは、遅滞なく当該修

補を行い、甲に再確認を受けなければならない。

５　乙は、確認による合格を受けたときは、遅滞なく当該業務に係る目的物を引渡書によ

り甲に引き渡すものとする。

（請負代金の支払い）

第９条　乙は、前条に規定する合格の通知を受けたときは、甲の指示する手続に従って請負代金の支払いを請求するものとする。

２　甲は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に請負代金を支払わなければならない。

３　この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）の改正等により、消費税及び地

方消費税の額に変動が生じた場合は、この契約を何ら変更することなく、相当額を加減

したものを請負代金とするものとする。

（遅延損害金・遅延利息）

第10条　乙の責めに帰する事由により、履行期間内に修繕を完了することができない場合

において、履行期間後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は乙から遅延損害金

を徴収して履行期間を延長することができる。

２　前項の遅延損害金は、請負代金に対して、延長日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条に規定する率により計算した額とする。

３　甲の責めに帰する事由により前条第２項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合には、乙は甲に、未受領金額に対して、遅滞日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条に規定する率により計算した額の遅延利息を請求することができる。

（甲の解除権）

第11条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができ

る。

（１）乙の責めに帰する事由により、履行期間内に修繕を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

（２）正当な理由がないのに業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

（３）第２条第１項の規定に違反して、修繕請負債権を譲渡したとき。

（４）第２条第２項に規定する書類を提出せず、または虚偽の記載をしてこれを提出したとき並びに譲渡により得た資金を当該修繕請負の履行以外に使用したとき。

（５）第13条第１項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

（６）正当な理由なく第14条第１項の履行の追完がなされないとき。

（７）前各号のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

２　甲は、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、この契約に係る目的物が完成している場合を除き、この契約を解除する。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77条）第2条第2条に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）

（２）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）

（３）暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

（４）自己、自社若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

（５）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（６）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（７）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（８）役員等（乙が法人である場合にあってはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者であるものをいう。）に第２号から第７号までに掲げる者がいる者

（９）第２号から第７号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している者

（10）下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第１号から第９号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

（11）第１号から第９号までのいずれかに該当する者を下請契約（2次下請以降の下請契約を含む。以下この号において同じ。）又は資材、原材料の購入契約その他の契約（下請契約に係るこれらの契約を含む。）の相手方としていた場合（第10号に該当する場合を除く。）に、甲からの当該契約の解除の求めに従わなかった者

３　前２項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、請負代金額の10分

の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

第12条　甲は、修繕が完了しない間は、前条第１項に規定する場合のほか必要があるとき

は、契約を解除することができる。

２　甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼし

たときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は甲乙協議し

て定める。

（乙の解除権）

第13条　乙は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、契約を解除することが

できる。

（１）第５条第１項の規定により修繕の履行を一時中止した場合において、修繕を継続

することにより重大な損害を受けるおそれがあると明らかに認められるとき、又は同項の規定により修繕の内容を変更したため請負代金が３分の２以上減少したとき。

（２）第５条第１項の規定による修繕の履行の中止期間が履行期間の10分の５を超えた

とき。

（３）甲が契約に違反し、その違反により修繕を完了することが不可能になったとき。

（契約不適合責任）

第14条　修繕に係る目的物の品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、甲の指定した方法による追完請求をすることができる。

２　前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲はその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1)　履行の追完が不能であるとき。

(2)　乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したとき。

(3)　修繕に係る目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4)　前３号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

３　甲は第８条第５項の規定による引渡しの日から３年以内でなければ乙に対して目的物の契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、その契約不適合が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求をすることのできる期間は民法の定めるところによる。

（協 議）

第15条　この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、

必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。